

改正案	現行
第八条 削除	(受理書) 第八条 知事は、条例第二十一条第一項又は第二十三条第一項の届出を受理したときは、受理書（別記第三号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。

第三号様式（第八条） ~~削除~~

（改正案）

第三号様式（第八条）

（現行）

受 理 書

第 号
年 月 日

様

千葉県知事 印

年 月 日次の届出書を受理しました。

<u>届 出 の 根 拠</u>	<u>千葉県環境保全条例第21条第1項（第23条第1項）</u>
<u>届 出 の 内 容</u>	<u>特定施設の設置（特定施設の構造等の変更）</u>
<u>届出に係る特定</u> <u>施設の種類</u>	